

# 訪問介護重要事項説明書

< 令和 8年 1 月 1 日 現在 >

## 1. 事業所の概要

### (1) 提供できるサービスの種類と地域

事業所名	ヘルパーステーション博愛		
サービスの種類	介護保険による訪問介護事業		
所在地	〒683-0853 米子市両三柳1880		
電話番号	0859 (29) 2322	FAX番号	0859 (48) 0367
介護保険指定番号	3170200335		
管理者氏名	廣岡 保明		
事業所営業日・営業時間	月～金曜 8時45分～17時15分(土・日曜、祝祭日 12月29日～1月3日は除く)		
サービス提供時間	原則として9時～17時(緊急時や計画書に沿った場合はこの限りではありません)		
サービス提供地域	米子市		

### (2) 同事業所の職員体制

	資格	常勤	非常勤	業務内容	計
管理者	医師	○		事業所管理	1名
サービス提供責任者	介護福祉士	○		サービス提供責任者	2名
従事者	医師	○		医療管理	1名
	介護福祉士	○	○	訪問介護の提供	4名
	初任者研修	○	○	訪問介護の提供	2名

### (3) サービス提供責任者

利用者へのサービス提供の責任者は下記のとおりです。

サービス利用にあたってのご相談、お問い合わせ、ご要望等については「サービス提供責任者」にお気軽にご連絡ください。

サービス責任者氏名	老松良美 ・ 勇好美
-----------	------------

## 2. 利用料金

### (1) 利用料

介護保険からの給付サービスを利用する場合は、下記料金表の利用者負担額(負担割合に応じる)の金額がご利用者様のご負担金額となります。

ただし、介護保険の給付の範囲を超えたサービス利用は全額自己負担となります。

【 基本料金・昼間 】

<身体介護>

時 間	基本料金	利用者負担額		
		1割負担	2割負担	3割負担
20分未満	1,630円	163円	326円	489円
20～30分未満	2,440円	244円	488円	732円
30～60分未満	3,870円	387円	774円	1,161円
60～90分未満	5,670円	567円	1,134円	1,701円
90分以上 30分増す毎に	820円	82円	164円	246円

<生活援助>

時 間	基本料金	利用者負担額		
		1割負担	2割負担	3割負担
20～45分未満	1,790円	179円	358円	537円
45分以上	2,200円	220円	440円	660円

<身体介護に引き続き生活援助を行う場合>

時 間	基本料金	利用者負担額		
		1割負担	2割負担	3割負担
20分以上	650円	65円	130円	195円
45分以上	1,300円	130円	260円	390円
70分以上	1,950円	195円	390円	585円

- \* 上表の料金設定の基本となる時間は実際のサービスの提供時間ではなく  
居宅サービス計画(ケアプラン)に定められた目安の時間を基準とします。
- \* 基本料金に対して、早朝(午前6時～午前8時)・夜間(午後6時～午後10時)帯は25%増し、  
深夜(午後10時～午前6時)は50%増しとなります。

【 加 算 】

特定事業所加算(Ⅱ)	基本料金×10%
初回加算	2,000円(※200～600円)
緊急時訪問介護加算	1,000円(※100～300円)
介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (支給限度額管理の対象外)	基本料金と加算料金を合わせたものに24.5パーセントを乗じた料金

※利用者負担割合に応じて変化します

- \* 介護保険の改定があった場合、基本料金や加算が変更となる場合があります。  
その都度、お知らせいたします。

(2) 交通費

前記2の(1)のサービスを提供する地域にお住まいの方は無料です。

(3) キャンセル料

キャンセル料は不要です。急なキャンセルの場合は、至急ご連絡ください。

(4) 支払い方法

上記(1)の料金(利用者負担分の金額)は、1ヶ月ごとにまとめて請求しますので、次の方法によりお支払い下さい。

口座引き落とし	山陰合同銀行、鳥取銀行、米子信金、ゆうちょの指定預金口座より翌月末日に自動引き落としによるお支払いとなります。
病院窓口払い	博愛病院に通院しておられる場合は、受診時に医療費と一緒に病院窓口でお支払いとなります。
現金集金	上記での支払いが困難な場合は請求書発行後の訪問時に現金でお支払いとなります。

### 3. サービス提供に関わるお願い

(1) 贈答、もてなしの禁止

訪問介護員等に贈答や飲食のもてなしは、制度上、禁止されておりますので、ご遠慮させていただきます。

(2) 訪問介護員等の個人情報

個人情報保護法上、訪問介護員等の住所、電話番号などの個人情報につきましては、ご利用者にお知らせしていませんので、あらかじめご了承ください。

(3) 体調や容体の急変などによりサービスを利用できなくなったときは、できる限り早めに担当の介護支援専門員又は当事業所へ連絡ください。

(4) 地震、台風、大雪等の自然災害発生時等において、訪問介護員の交通手段及び生命に危険が及ぶ事態が予測される場合は、サービスを中止させていただきます。

(5) 感染症の発生を予防または感染のリスクを防ぐため、訪問時の手洗い、マスク、使い捨て手袋等を使用させていただく場合があります。

(6) 下記の行為は、ハラスメントに該当する可能性があり、サービスを中止させていただくことがありますので、ご理解・ご了承ください。

- 暴力又は乱暴な言動、無理な要求
  - ・物を投げつける
  - ・刃物に向ける、服を引きちぎる、手を払いのける
  - ・怒鳴る、奇声、大声を発する
  - ・対象範囲外のサービスの強要
- セクシュアルハラスメント
  - ・介護従事者の体を触る、手を握る
  - ・腕を引っ張り抱きしめる
  - ・ヌード写真を見せる
  - ・性的な話、卑猥な言動をする など
- その他
  - ・介護従事者の自宅の住所や電話番号を聞く
  - ・ストーカー行為 など

## 4. 緊急時の対応方法

サービスの提供中に利用者の体調や容体の急変、その他の緊急事態が生じた場合は、速やかに下記の主治医及び家族、居宅介護支援事業者等へ連絡を行う等、必要な措置を講じます。

主治医	医療機関の名称	
	氏名	
	連絡先	
緊急連絡先	氏名(利用者との続柄)	
	連絡先	

## 5. 虐待防止に関する事項

事業所は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等の為、次の措置を講ずるものとする。

- ① 虐待防止に関する責任者の選定及び設置
- ② 成年後見制度の利用支援
- ③ 苦情解決体制の整備
- ④ 従業者に対する虐待の防止を啓発・普及する為の研修の実施
- ⑤ 虐待防止のための対策を検討する虐待防止委員会の設置及び委員会での検討結果についての従業者への周知徹底

## 6. 暴力・ハラスメントに関する事項

暴力・ハラスメントは利用者・職員の安全を損なうものであると同時に、介護サービスの提供を困難にします。ハラスメントと判断された場合には行為者に対し、関係機関への連絡、相談、環境改善に対する必要な措置、利用契約の解約等の措置を講じます。

## 7. 災害・感染症等発生時の対応

感染症蔓延及び災害等発生時は、その規模や被害状況により通常の業務を行えない可能性があります。災害時の情報、被害状況を把握し安全を確保したうえで、利用者の安否確認や支援、主治医や関係機関との連携、必要時の訪問を行います。

## 8. 事故発生時の対応

- (1) 利用者に対する介護サービスの提供により事故が発生した場合は、利用者の家族及び利用者に係る介護支援専門員等に連絡を行います。
- (2) 利用者に対する介護サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

## 9. サービス内容に関する苦情

### ① 当事業所お客さま相談・苦情担当

担当 サービス提供責任者 老松良美 ・ 勇好美

電話 (0859) 29-2322

### ② その他

当事業所以外に、区市町村の相談・苦情窓口等に苦情を伝えることができます。

区市町村名 米子市

担当 長寿社会課

電話 (0859) 23-5156

## 10. 当事業所の概要

(1) 名称・法人種別 社会医療法人 同愛会

(2) 代表者役職・氏名 理事長 石部 裕一

(3) 本社所在地・電話番号 米子市両三柳1880  
(0859) 29-1100

### (4) 定款の目的に定めた事業

- |                        |  |
|------------------------|--|
| ① 博愛病院の経営              | ⑫ 障害福祉サービス事業                                   |
| ② 博愛子ども発達・在宅支援クリニックの経営 | ⑬ 障害児通所支援事業                                    |
| ③ 介護老人保健施設やわらぎの経営      | 1) 児童発達支援事業                                    |
| ④ ふくよね博愛クリニックの経営       | 2) 放課後等デイサービス事業                                |
| ⑤ 訪問看護事業               | ⑭ 地域子ども・子育て支援事業                                |
| ⑥ 訪問介護授業               | 1) 認可外保育事業                                     |
| ⑦ 居宅介護支援事業             | 2) 病児・病後児保育事業                                  |
| ⑧ 居宅療養管理指導事業           | ⑮ 医療的ケア児及びその家族に対する支援事業                         |
| ⑨ 訪問リハビリテーション事業        | ⑯ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業 |
| ⑩ 通所リハビリテーション事業        |  |
| ⑪ 短期入所療養介護事業           | ⑰ 指定居宅介護支援事業                                   |

## 11. 当重要事項説明書に対する同意について

以上、当事業所の指定訪問介護事業の重要事項について説明させていただきましたが、内容の同意につきましては契約書へのご署名・ご捺印をもってこれに代わるものといたします。